### 佐賀県地域医療対策協議会臨床研修ワーキンググループ設置要綱

令和2年9月30日佐賀県地域医療対策協議会決定

#### (設置)

第1条 佐賀県地域医療対策協議会運営要項第5条第5項の規定に基づき、医師の臨床研修に関する事項の調査検討するため、佐賀県地域医療対策協議会(以下「協議会」という。)に佐賀県地域医療対策協議会臨床研修ワーキンググループ(以下「臨床研修WG」という。)を設置する。

## (調査検討事項)

- 第2条 臨床研修WGにおいて調査検討する事項は以下の事項とする。
  - (1) 地域における臨床研修の質の向上に関すること
  - (2) 地域における研修医の確保に関すること
  - (3) 地域における研修医の募集定員の設定に関すること
  - (4) 地域における指導医の確保、養成に関すること
  - (5) 地域における臨床研修病院群の形成に関すること
  - (6) その他必要な事項に関すること

### (組織)

- 第3条 臨床研修WGは、座長、委員、臨時委員をもって構成する。
- 2 座長を一人置き、協議会委員のうちから、協議会会長が任命する。
- 3 座長は、臨床研修WGを総括する。
- 4 委員は、座長が任命する。

# (運営)

- 第4条 臨床研修WGは、座長が招集する。
- 2 座長は、特別の事項を調査検討するため、その都度、当該特別の事項に関し専門知識 を有する者を臨時委員として出席させ、説明を求め、または、意見を述べさせること ができる。
- 3 座長は、必要に応じて、委員が所属する医療機関の職員を随行者として出席させ、説明を求めることができる。
- 4 臨床研修WGは原則公開とし、医師や患者の情報、医療機関の経営に関する情報等を 扱う場合には、非公開とする。
- 5 座長は、臨床研修WGの調査検討の結果について、協議会に報告するものとする。

#### (事務局)

第5条 臨床研修WGの庶務は、健康福祉部医務課において処理する。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、臨床研修WGの運営に関し必要な事項は、座長が 定める。

## 附則

この要綱は、令和2年9月30日から施行する。